5　手続等
⑴　担当部局　〒305―8561 茨城県つくば市東１－１－１　つくば中央第１　独立行政法人産業技術総合研究所研究環境安全本部　研究環境整備部　建設室　電話029―861―2183　ファクシミリ029―861―2144
⑵　説明書の交付期間及び場所　平成25年４月15日から平成25年４月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は９時00分から17時00分まで）　上記５⑴に同じ。
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法　平成25年４月30日17時00分　上記５⑴に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法　平成25年６月10日17時00分　上記５⑴に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　契約保証金　免除。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑹　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者ものも上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　技術提案書に関するヒアリングを行う。
⑻　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shirou Shiogama Assistant Director Research Facilities Department in National Institute of Advanced Industrial Science and Technology
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Design work for the Improvement Project for “AIST Tsukuba Nanotechnology and Materials Research Base” (tentative)
⑷　Time-limit to express interests : 17 : 00 30 April 2013
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 17 : 00 10 June 2013
⑹　Contact point for the notice : Research Facilities Division, Research Environment and Safety Headquarters, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology, 1―1―1, Higashi, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken 305―8561 Japan. TEL. 029―861―2183

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。
平成 25 年４月 15 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　首都高速道路保全情報管理運用業務（平成25年度）
⑶　業務内容　本業務は、土木構造物及び付属施設物の各種点検及び工事等に関するデータを収集・照査・解析し、首都高速道路株式会社保有の保全情報管理システムに記録されている保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）及び管理用図書を適切に更新し、管理運用するものである。
　さらに、保全情報管理システムを用いた補修計画検討等を実施して、効率的な業務の推進を行うものである。
　なお、対象範囲については、具体的な記述がある場合を除き、西東京管理局、東東京管理局及び神奈川管理局管内とする。
　主な作業内容は次のとおりである。
①　巡回点検台帳管理
②　定期点検台帳管理
③　補修台帳管理
④　構造物台帳管理
⑤　管理資料更新
⑥　しゅん功データ管理運用
⑦　点検補修履歴解析
⑧　補修計画資料作成
⑷　履行期間　平成25年７月１日から平成26年６月30日まで
⑸　その他　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）（政府調達協定対象）の対象業務である。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における平成25・26年度競争参加資格の「その他土木設計」の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
①　資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ）親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
ｂ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ）一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ｂ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合
【役員の定義】
㈠　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
㈡　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
㈢　委員会設置会社における執行役又は代表執行役
【管財人の定義】
　会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人
③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
⑷　業務実施上の条件
①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加を希望する法人は、平成15年度以降に首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下同じ。）、各高速道路会社、公社、官公庁又は独立行政法人における道路構造物についての保全情報（構造、点検、補修・補強、更新、資産価格）の管理運用業務及びアセットマネジメントのシステム開発・運用に関して完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下②において同じ。）から業務の評定点を受けたことがある場合には、業務の評定点が60点未満のものは認めない。
②　予定管理技術者に必要とされる要件
ａ）技術資格　技術士［建設部門（道路）］、技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］若しくは、これと同等の能力と経験を有する技術者又はＲＣＣＭ（道路）若しくはＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。